

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17. 電子決済手段等取引業者関係 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅲ 電子決済手段等取引業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理等 Ⅲ－１－４ 品質管理 検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各電子決済手段等取引業者の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各電子決済手段等取引業者の創意工夫を尊重しているか、各電子決済手段等取引業者に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生 of 最大化という幅広い視点に立ちつつ、金融機能が最大限発揮されるよう、検査・監督事務の品質の確保に努める。 そのため、<u>関係幹部</u>において、例えば次の点について、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略] Ⅲ－２ 諸手続 Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等 電子決済手段等取引業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (１)・(２) [略]	Ⅲ 電子決済手段等取引業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理等 Ⅲ－１－４ 品質管理 検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各電子決済手段等取引業者の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各電子決済手段等取引業者の創意工夫を尊重しているか、各電子決済手段等取引業者に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生 of 最大化という幅広い視点に立ちつつ、金融機能が最大限発揮されるよう、検査・監督事務の品質の確保に努める。 そのため、<u>総合政策局・監督局関係幹部</u>において、例えば次の点について、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略] Ⅲ－２ 諸手続 Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等 電子決済手段等取引業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (１)・(２) [略]

改 正 後	現 行
(3) 登録の申請の処理 ①・② [略] ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して別紙様式 6 による電子決済手段等取引業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (4) 変更登録の処理 ①～③ [略] ④ 財務局長は、変更登録を拒否したときは、<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して別紙様式 7 による電子決済手段等取引業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (5) ～ (9) [略]	(3) 登録の申請の処理 ①・② [略] ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u>に対して別紙様式 6 による電子決済手段等取引業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (4) 変更登録の処理 ①～③ [略] ④ 財務局長は、変更登録を拒否したときは、<u>監督局長</u>に対して別紙様式 7 による電子決済手段等取引業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (5) ～ (9) [略]
Ⅲ－２－２ 法第 63 条の 14 に基づく報告書について (1)・(2) [略] (3) 金融庁への送付等 ①・② [略] ③電子決済手段等取引業登録状況一覧表の提出 イ. 登録を行った全ての電子決済手段等取引業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して送付するものとする。	Ⅲ－２－２ 法第 63 条の 14 に基づく報告書について (1)・(2) [略] (3) 金融庁への送付等 ①・② [略] ③電子決済手段等取引業登録状況一覧表の提出 イ. 登録を行った全ての電子決済手段等取引業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に<u>監督局長</u>に対して送付するものとする。

改 正 後	現 行
ロ. [略] Ⅲ－９ 行政処分の連絡 (１) 登録を拒否した場合（法第 62 条の 6） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して別紙様式 6 による登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (２) ～ (４) [略]	ロ. [略] Ⅲ－９ 行政処分の連絡 (１) 登録を拒否した場合（法第 62 条の 6） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u>に対して別紙様式 6 による登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (２) ～ (４) [略]